

(No. 3 2)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の六の2(1)

六 不利益処分に係る処分基準の策定について

2 砂防法の規定による処分に係る処分基準について

(1) 第八条(原因行為者への工事施行命令)の処分基準について

原因行為者への砂防工事又は砂防設備の維持(以下「砂防工事等」という。)の施行の命令は、他の工事、作業その他の行為が砂防工事を施行する必要を生じさせた原因であることが明らかであり、かつ、その結果砂防工事等を要する場合において、当該原因行為者が砂防工事等を行うことが治水上砂防の支障を生じさせないときに、当該砂防工事等の施行を命じることができるものであること。

また、原因行為者に対する施行命令の範囲は、原則として当該砂防工事の必要を生じさせた限度とすること。

なお、原因行為者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因行為者に当該砂防工事等を施行させることが治水上砂防の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該原因行為者に当該砂防工事等の施行を命じないこと。